

食品衛生トピックス 《2015/03/04》

○食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令について

輸入時のモニタリング検査の結果、オランダ産生鮮キャベツから基準値を超えるペンシクロンが検出されたことを踏まえ、キャベツ及其の加工品が検査命令になりました。

検査命令日：平成27年3月3日

対象国：オランダ

対象品目：キャベツ及びその加工品(簡易な加工に限る。)

検査項目：ペンシクロン

【 ペンシクロン 】

1. 尿素系農薬・殺菌剤
2. 許容一日摂取量は、体重1kg当たり0.053mg/日です。
3. 体重60kgの人がペンシクロンが0.08ppm残留したキャベツを毎日39kg摂取し続けたとしても、許容一日摂取量を超えることはなく、健康に及ぼす影響はありません。
4. ペンシクロンは、キャベツには0.01ppmの基準値が適用されます。

【 違反の内容 】

1. 品名：生鮮キャベツ

輸入者：株式会社 ○○○○

輸出者：GREENERY PRODUCE B.V.

届出数量及び重量：10カートン、0.08トン

検査結果：ペンシクロン 0.03 ppm 検出 (基準値：0.01 ppm)

届出先：成田空港検疫所

日本への到着年月日：平成26年4月24日

違反確定日：平成 26 年 5 月 9 日

貨物の措置状況：全量販売済み

2. 品名：生鮮キャベツ

輸入者：株式会社 ○○○○

輸出者：NEW GREEN BV

届出数量及び重量：60 カートン、0.48 トン

検査結果：ペンシクロン 0.08 ppm 検出（基準値：0.01 ppm）

届出先：成田空港検疫所

日本への到着年月日：平成 27 年 2 月 22 日

違反確定日：平成 27 年 3 月 2 日

貨物の措置状況：一部販売済み、残余保管中。